

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間当時、私はA大学の学生だったが、B市（現在はC市）の広報誌で国民年金の学生任意加入制度を知った母親が、私が 20 歳になったのをきっかけに、B市役所窓口において私の国民年金の任意加入手続を行った。以後、母親が、同市役所内にあった株式会社D銀行出張所で私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間当時、実家は家賃収入があったので、4月に当該年度分保険料 10 万円ぐらいを自宅に郵送された納付書により前納していた。

私は、学生が強制加入制度になった以降の加入ではなく、任意加入制度であった昭和 63 年 7 月から加入していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、学生が強制加入となった翌月の平成 3 年 5 月に払い出されており、資格取得日は同年 4 月とされていることから、申立期間は未加入期間であるため、申立人の母親は、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、B市の国民年金被保険者名簿（電算記録）及び社会保険庁のオンライン記録をみると、資格取得日、資格喪失日、被保険者種別及び納付記録はすべて一致しており、行政機関の記録管理に不合理な点はみられない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらず、申立期間を含む昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧（B市：1,589 人）したが、申立

人の氏名は確認できない上、申立人はB市内から住民票を異動させたことが無く、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月ごろから 41 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 3 月中学卒業後家業に従事していたが、姉の世話により、その年の秋から A 事業所で働き始めた。私は、当該事業所で作業に従事していたが、都合により昭和 41 年 6 月末日に退職した。

先般、A 事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、元事業主の妻に照会したところ、従業員は、厚生年金保険に加入させていたとのことであるので、調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の妻の供述から、申立人が申立期間において勤務していたものと推認することができる。

しかし、元事業主の妻は、「元事業主であった亡き夫が、A 事業所のすべての業務を行っていたので、私は何も分からない。」と回答しており、申立人の勤務形態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立期間当時の同僚の所在が確認できず、供述も得られない上、当該事業所が昭和 59 年 8 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認しても申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 5 日から 35 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 31 年 4 月 5 日から 35 年 6 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、A（医療機関）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間のころAに勤務していたことは、Aの仕事内容等を詳細に記憶していることから推認することができる。

しかし、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等による確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、B市C（医療機関団体）及びD事務所（行政機関）に確認したところ、Aが厚生年金保険の適用事業所であったことにつながる事情は得られなかった。

さらに、Aの開設者であるE氏は既に死亡しており、Aの厚生年金保険の適用状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月26日から5年6月26日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、平成2年5月15日に個人事業所Aに正社員として就職し、勤務途中に株式会社Bに事業所名の変更があったが、9年12月28日に株式会社Bを退社するまで継続して勤務していた。

申立期間当時は、株式会社Bに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるほか、定期的に通院していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について株式会社Bに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、申立人の同社における雇用保険の加入記録をみると、平成3年2月25日に離職し、5年6月26日に再加入と記録されており、社会保険庁のオンライン記録の厚生年金保険被保険者の資格喪失・取得と一致する上、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

また、事業主は、「申立人が病気で入退社した記憶があり、当社は、社会保険庁の記録どおりの事務手続を行ってきた。」と供述しているほか、事業主が委託している社会保険労務士が保管する被保険者台帳をみると、社会保険庁のオンライン記録どおりの社会保険・雇用保険の事務手続が行われていたことが確認できる。

さらに、申立期間については、社会保険庁のオンライン記録から、申立

人が、平成3年2月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、政府管掌健康保険の被保険者証が同年2月28日に社会保険事務所に返納されていること、その後同事業所において、平成5年6月26日に再度被保険者の資格を取得していることが確認できる。また、申立期間は、C市の国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録の健康保険被保険者縦覧照会回答票の整理番号（平成3年2月26日から5年6月26日に資格取得した者まで）を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 43 年 3 月 12 日まで

私が 59 歳のとき、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A 株式会社で勤務していた全期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、株式会社Bを退職した直後、社長の勧めで昭和 40 年 5 月から 43 年 3 月までA株式会社で勤務していた。

株式会社BとA株式会社は、同じ建物内にある親族会社であり、株式会社Bで厚生年金保険の加入記録があってA株式会社で記録が無いのは納得いかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bと親族会社であるA株式会社に昭和 40 年 5 月から 43 年 3 月まで勤務していたと申し立てている。

しかし、当該事業所で申立期間当時勤務していた複数の同僚は、「申立人は、社長一族と親戚関係で顔は知っているが、A株式会社で一緒に働いた記憶は無い。」と供述しており、申立人の勤務実態について具体的な供述を得ることができなかった。

また、A株式会社の元事業主は、「申立人は、先代社長の甥であるが、申立期間当時、申立人を当社で正社員として採用した記憶が無い。仮に、採用したのであればアルバイトか非正規の従業員である。また、当社は、正社員として採用した従業員であれば全員を社会保険に加入させていたが、アルバイトを含め非正規の従業員には社会保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認しても申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号にも欠番が見られないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。